業務及び行事等の開催に関する町対処方針(2021.4.7)

- ▶対処期間(~当面の間)
 - ※近隣のまん延防止等重点措置・緊急事態宣言に準ずる期間とする
- ▶会議・出張等について
 - ・対象地域への出張については上記の期間中は原則見合わせること
 - ・都市部との往来が伴う会議や出張等についてはオンライン会議を前提とし、必要に応じ て次の内容を踏まえ慎重に判断すること

(感染状況、参加者数、感染流行地域の出席者の有無、業務に及ぼす影響)

- ・往来が必要な場合は人数の制限など十分な配慮をすること
- ※出張や会議参加を自粛することによって業務に著しい影響がある場合は事前にその事由 を明らかにし、本部長、副本部長の指示を仰ぐこと
- ▶行事イベント等の開催制限

社会経済活動に影響を及ぼさない行事等については原則中止延期すること

- ※感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、行事や施設等の制限については、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、個別に判断を行うこととする
- ※判断にあたっては町主催行事・施設使用等の条件を参照すること